

ECMO の広域利用の支援について

1 目的

- ・ 体外式膜型人工肺「ECMO（エクモ）」は新型コロナウイルス感染症患者の呼吸不全等に対する治療手段として有効とされている。
- ・ 安全で有効な ECMO 治療を行うためには、ECMO 治療に精通するスタッフ及びチーム医療の体制を確保することや、医療機関間で連携する仕組みを整備する必要がある。
- ・ このため、ECMO 治療に関して先進的な取り組みを行っている医療機関との連携の下、九州・山口各県において、医療機関における ECMO の広域利用を支援する体制を構築するもの。

2 ECMO 広域利用の支援の概要

(1) 支援の内容

- ・ 重症患者の受け入れ
- ・ ECMO チームの現地派遣
- ・ ECMO 治療のコーディネート
- ・ 研修会の実施

(2) 費用の負担

- ・ 支援に係る経費負担は、要請元医療機関及び協力医療機関が協議して定める

(3) 県間の協力体制

- ・ ECMO の広域利用等に関し、情報交換、研修の開催その他の相互協力を実施

(4) 調整機関

- ・ ECMO 広域利用に係る調整機関として、福岡県に ECMO 広域調整本部を設置

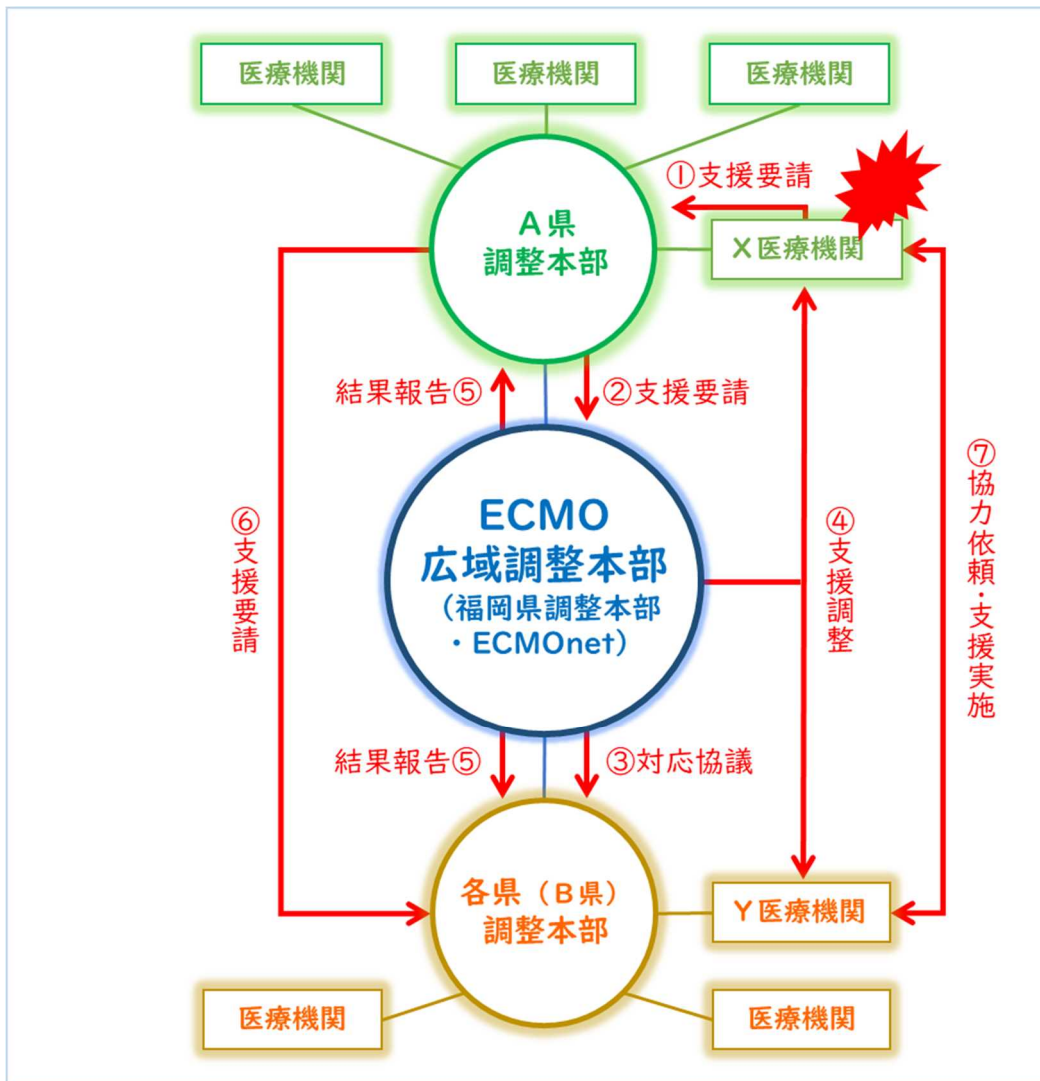
3 ECMO の広域利用の流れ

別紙のとおり

4 協定の締結について

以上のような ECMO 広域利用を支援するため、九州・山口各県において上記内容による広域協定を締結することとしたい。

(別紙) ECMO の広域利用の流れ



手続き

- ① X 医療機関から A 県調整本部に支援要請
- ② 県内調整が困難な場合、A 県調整本部は、ECMO 広域調整本部に支援要請
- ③ ECMO 広域調整本部は、各県調整本部と対応協議
(協議の結果、B 県内の Y 医療機関で支援が可能)
⇒支援内容 (例)
 - i 重症患者の受け入れ
 - ii 医師、看護師、臨床工学技士等の派遣
 - iii ECMO 機器を装備した支援チームの派遣
- ④ ECMO 広域調整本部は、X 及び Y 医療機関と支援調整
- ⑤ 調整後、A 県及び B 県調整本部に結果を報告
- ⑥ A 県調整本部は、B 県調整本部に支援を要請
- ⑦ X 医療機関は、Y 医療機関に協力を要請
- ⑧ Y 医療機関は、X 医療機関を支援